

武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書に係る覚書

鎌倉市（以下「甲」という。）と武田薬品工業株式会社（以下「乙」という。）は、平成23年2月14日に締結した「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施に関し、協定第29条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 協定第7条から第10条で規定する管理目標とは、乙が環境保全を図る上で、良好な研究所（協定の前文に規定する研究所をいう。以下、覚書において同じ。）の運営・管理を行うために、甲乙協議した上で乙が自主的に設定する管理値である。ただし、当該数値は法令と同等又は法令より厳しいものとする。

第2条 管理目標を次のとおり定める。

- (1) 協定第7条の管理目標は、別表1のとおりとする
- (2) 協定第8条の管理目標は、別表2のとおりとする
- (3) 協定第9条の管理目標は、別表3及び別表4のとおりとする
- (4) 協定第10条の管理目標は、別表5のとおりとする

2 前項に定める管理目標は、良好な研究所の運営・管理を行なうために、研究所稼働後1年程度の運営実績を勘案し、甲乙協議した上で、乙が必要に応じて見直し、甲に報告する。また、法令の改正等社会情勢の変化に対応する場合も同様とする。

第3条 甲及び乙は、協定第4条のリスクコミュニケーションにあたっては、玉縄自治町内会連合会の協力を得て、情報の周知・伝達に努める。

2 甲及び乙は、協定第4条の地域住民との相互理解を推進するために、研究所近隣の自治町内会の協力を得て、環境保全に関する連絡会を設置し、交流や意見交換を行うものとする。

3 前項の連絡会は、少なくとも年1回以上開催し、その庶務は甲が行う。

第4条 乙は、協定第12条から第16条を遵守するため、社内規定類を整備するものとする。

第5条 乙は、協定第12条から第14条に規定する実験に係る設備の定期点検記録を5年間保存する。



第6条 乙は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本的事項（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・環境省告示第1号）の第二 2 遺伝子組換え生物等の取り扱いに係る体制の整備に関する事項に基づき、遺伝子組換え生物等の安全な取り扱いについて検討する委員会（以下「安全委員会」という。）を設置する。

2 乙は、神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針（以下「指針」という。）に規定するDNA組換えの作業を行うに当たっては、遺伝子組換え生物等の拡散防止措置等について、安全委員会の承認を得るものとする。

3 乙は、前項の承認を得たDNA組換えの作業について、指針が定める様式第1により、速やかにその作業概要等を甲に報告するものとする。この場合において、報告内容に変更が生じた場合も同様とする。

第7条 乙は、協定第14条に規定する微生物について、P3施設を使用する必要がある病原性の強い特定病原体は取り扱わない。万一取り扱う必要が生じた場合は、甲と協議するものとする。

第8条 乙は、協定第17条に規定する廃棄物対策について、実験動物の焼却は外部へ委託する。

第9条 乙は、協定第18条第3項及び第19条第3項に規定する教育訓練の実施記録を5年間保存する。

第10条 乙は、鎌倉市内で震度5強以上の地震があったときは、速やかに設備等の点検を行い、周辺環境への影響の有無について、甲に報告するものとする。

第11条 協定第22条に規定する「事故」とは、天災、破壊、漏えい、火災若しくは爆発等が起こり、環境に影響を及ぼし、または及ぼす恐れがある場合をいう。

2 協定第22条の第4項に規定する「鎌倉市の地域住民」とは、玉縄自治町内会連合会に所属する自治会・町内会の区域内に居住する者とし、同行者については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

3 協定第22条の第4項に規定する「鎌倉市の地域住民」の同行は、甲の立入検査の立会いとし、同行人数は甲乙協議の上決定する。

第12条 協定第23条に規定する自主測定の実施回数は、別表1から別表5のとおりとする。

2 実施結果の甲への報告回数は年1回、記録の保存期間は測定後5年間とする。

3 乙は、常時監視している測定データについては、地域住民が見ることが出来るように努める。

第13条 乙は、協定第25条第2項に規定する苦情の受付は、休日・夜間も対応できる体制を整える。

第14条 甲及び乙は、研究所周辺の良い生活環境の保全のため、協定及び覚書の履行状況等の確認を行うため、少なくとも年1回は協議を行う。

2 前項の協議の結果、覚書の改定が必要となったときは、遅滞なく改定するものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年2月14日

甲 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市

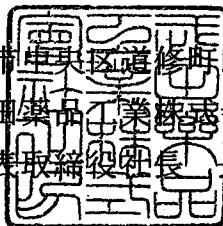
市長 松尾 崇



乙 大阪市東区道修町四丁目1番1号

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長 長谷川 閑史



別表1 大気汚染に係る管理目標

1 ボイラー

項目	法令基準値	管理目標	測定頻度
ばいじん	0.3 g/m ³ N	0.05 g/m ³ N	2回/年
窒素酸化物	45.7 ppm	30.5 ppm	2回/年

備考 1 排ガス中の酸素濃度は、5%とする。

2 排ガスの測定方法は、大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 ガスエンジン

項目	法令基準値	管理目標	測定頻度
ばいじん	0.11 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N	2回/年
窒素酸化物	90.4 ppm	18 ppm	2回/年

備考 1 排ガス中の酸素濃度は、11.5%とする。

2 排ガスの測定方法は、大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

別表2 水質汚濁に係る管理目標

単位 mg/L (※の項目は除く)

項目	法令基準	管理目標	測定頻度
生物化学的酸素要求量(BOD)	600	300	1回/月
全有機炭素(TOC)	—	250	常時
浮遊物質量(SS)	600	300	1回/月
水素イオン濃度(pH) ※ (単位は無し)	5~9	5.8~8.6	常時
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5	2.5	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油含有量)	30	15	1回/月
フェノール類	0.5	0.25	1回/月
銅及びその化合物	1	0.5	1回/月
亜鉛及びその化合物	1	0.5	1回/月
鉄及びその化合物(溶解性)	3	1.5	1回/月
マンガン及びその化合物(溶解性)	1	0.5	1回/月
クロム及びその化合物	2	1	1回/月
ニッケル含有量	1	0.5	1回/月
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380	190	1回/月
沃素消費量	220	110	1回/月
温度 ※ (単位℃)	45	40	常時

カドミウム及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
シアン化合物	1	0.5	1回/月
有機燐化合物	0.2	0.1	1回/月
鉛及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
六価クロム化合物	0.5	0.25	1回/月
砒素及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0025	1回/月
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	1回/月
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0015	1回/月
トリクロエチレン	0.3	0.15	1回/月
テトラクロエチレン	0.1	0.05	1回/月
ジクロロメタン	0.2	0.1	1回/月
四塩化炭素	0.02	0.01	1回/月
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.02	1回/月
1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.1	1回/月
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.2	1回/月
1,1,1-トリクロロエタン	3	1.5	1回/月
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.03	1回/月
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.01	1回/月
チウラム	0.06	0.03	1回/月
シマジン	0.03	0.015	1回/月
チオベンカルブ	0.2	0.1	1回/月
ベンゼン	0.1	0.05	1回/月
セレン及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
ほう素及びその化合物	10	5	1回/月
ふっ素及びその化合物	8	4	1回/月
ダイオキシン類 ※ (単位pg-TEQ/L)	10	5	1回/年

備考 1 測定場所は、最終排水貯留槽とする。

2 測定方法は、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める方法とする。

別表3 騒音に係る管理目標

1 住居系区域 (A, B, C, D)

	管理目標 (dB)				測定頻度
	A	B	C	D	
午前8時から午後6時まで	65	62.5	62.5	62.5	4回/年
午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後11時まで	62.5	60	60	57.5	4回/年
午後11時から午前6時まで	55	52.5	52.5	50	4回/年

備考 1 測定地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 非住居系区域 (E, F, G)

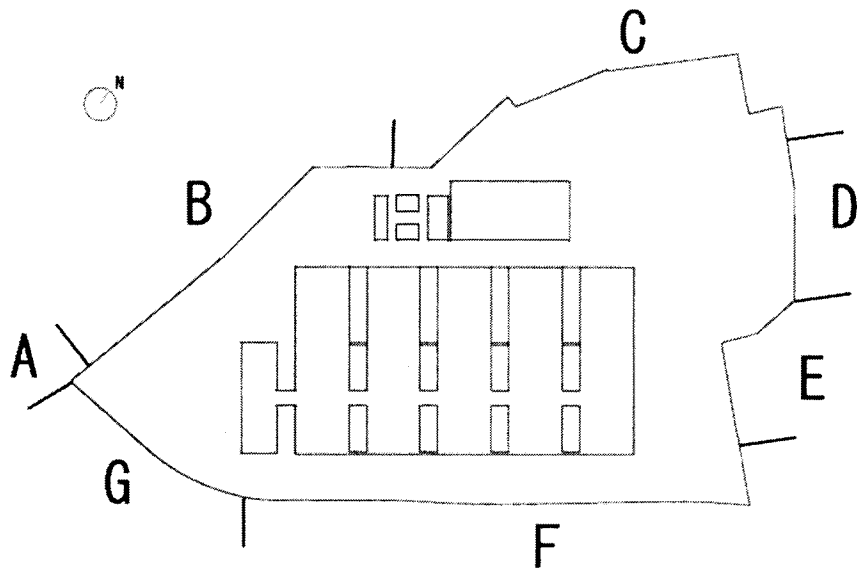
	管理目標 (dB)			測定頻度
	E	F	G	
午前8時から午後6時まで	70	75	70	4回/年
午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後11時まで	65	75	67.5	4回/年
午後11時から午前6時まで	55	65	57.5	4回/年

備考 1 測定地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

(参考) 法令基準値 (単位 : dB)

	A	B	C	D	E	F	G
午前 8 時から午後 6 時まで	65	62.5	70	62.5	70	75	70
午前 6 時から午前 8 時まで 及び午後 6 時から午後 11 時 まで	62.5	60	65	57.5	65	75	67.5
午後 11 時から午前 6 時まで	55	52.5	55	50	55	65	57.5



別表4 振動に係る管理目標

1 住居系区域 (A, B, C, D)

	管理目標 (dB)				測定頻度
	A	B	C	D	
午前8時から午後7時まで	65	65	65	65	4回/年
午後7時から午前8時まで	60	60	60	55	4回/年

備考 1 測定地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。
 2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

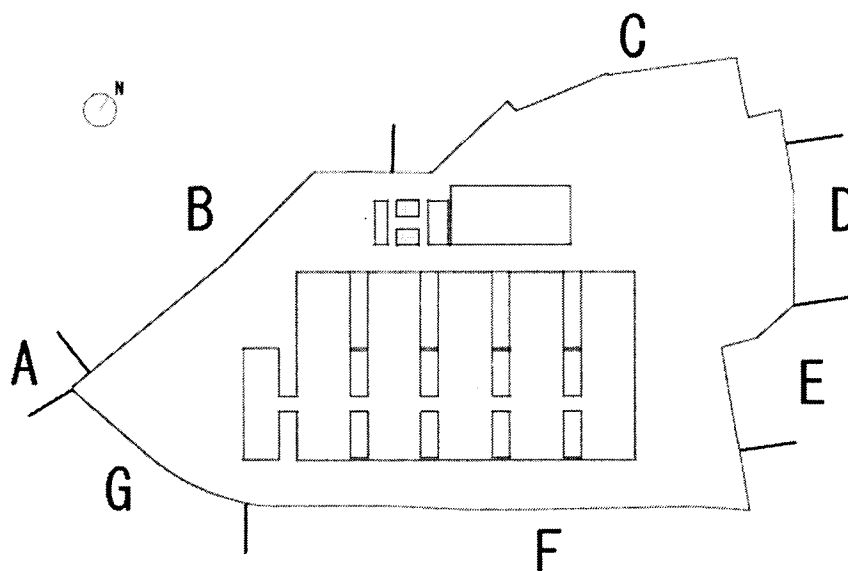
2 非住居系区域 (E, F, G)

	管理目標 (dB)			測定頻度
	E	F	G	
午前8時から午後7時まで	70	70	65	4回/年
午後7時から午前8時まで	60	65	60	4回/年

備考 1 測定地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。
 2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

(参考) 法令基準値 (単位: dB)

	A	B	C	D	E	F	G
午前8時から午後7時まで	65	65	70	65	70	70	65
午後7時から午前8時まで	60	60	60	55	60	65	60



別表5 悪臭に係る管理目標

	法令基準	管理目標	測定頻度
臭気指数	15	10	1回/年

備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、悪臭防止法に定める方法による。